

建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号の規定に基づく道路を次のとおり指定をしました。

その関係図書は、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

平成 23 年 2 月 2 日

京都市長 門 川 大 作

## 1 指定事項

指定 番号	指定 年月日	道路の名称	道路の 幅員	道路の 延長	道路の位置
第 398 号	平成  23. 1. 19	京都都市計画 (京都国際文化観光都市建設計画) 都市計画事業伏見西部第四地区土地地区画整理事業施行地区内 計画道路	メートル 京都八幡線 21.5	メートル 244.00	京都都市計画 (京都国際文化観光都市建設計画) 都市計画事業伏見西部第四地区土地地区画整理事業 施行地区内
			20.0~21.0	444.00	
			メートル 横大路東西 2 号通右折レー ン 12.0~14.5	80.00	
			メートル 区画道路 8.0	71.00	
			7.2	95.50	
			7.0	307.00	
			6.0	6,522.00	
			4.0~6.0	607.40	

## 2 縦覧時間

土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで (ただし、正午から午後 1 時までを除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)